

申立書

- 下記の毒物劇物取扱責任者を設置するにあたっては、毒物及び劇物取締法施行令第36条の5第2項の規定による措置を講ずる必要はありません。
- 下記の毒物劇物取扱責任者を設置する際に、毒物及び劇物取締法施行令第36条の5第2項の規定による措置の内容
 - ・ 毒物劇物取扱責任者の障害

視覚 聴覚 音声機能 言語機能

- ・ 措置内容



年 月 日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

毒物劇物取扱責任者住所

毒物劇物取扱責任者氏名

備考：措置内容については、障害の内容等により異なるが、その具体例は、以下のとおりである。

(1) 聴覚の障害を有する者の場合には、異常を知らせるためのランプ又はこれに代替する設備の設置等

(2) 言語機能又は音声機能の障害を有する者の場合には、異常を営業所等内に知らせるためのサイレン
又はこれに代替する設備の設置、異常を外部に知らせるためのファクシミリ装置の設置等

(3) 視覚の障害を有する者の場合には、補助者の配置等
なお、補助者については、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者の責任において配置するものである
が、毒物劇物取扱責任者の業務を行うに当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に補助できる
者であれば特定の資格等を要するものではない。